

## 山梨県富士山吉田口県有登下山道通行許可確認証広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めがあるもののほか、山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例における利用の許可を受けた者と証するための山梨県富士山吉田口県有登下山道通行許可確認証（以下「リストバンド」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置、規格)

第2条 広告の掲載位置、サイズ、色等については、別に定めるものとする。

### (広告掲載の基準)

第3条 広告は、掲載基準を満たさなければならない。

### (広告主等)

第4条 この要領において、「広告主等」とは、本要領に基づき広告の掲出を希望する民間事業者（広告取扱事業者を含む。）で、県との間で広告の掲出に係る契約を締結しようとする者をいう。

2 広告主等は、県に、広告の掲出に係る費用（以下「広告掲出料」という。）を支払わなければならない。

### (広告主等の責務等)

第5条 広告主等は、広告の内容等がこの要領に違反することがないように努めなければならない。

2 広告主等は、第三者から広告の内容に関し苦情が寄せられた場合その他県が必要と認める場合は、事実関係を確認し、その結果を県に書面で報告しなければならない。

3 広告主等は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

4 広告主等は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、広告主等は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

### (広告主等の募集及び選定)

第6条 広告主等は、公募の方法により選定する。

2 広告主等の選定を受けようとする者は、別に定める日までに、自らが暴力団又は暴力団の構成員でない旨の誓約書を添付して、別に定める山梨県富士山吉田口県有登下山道通行許可確認証広告掲載の広告主等申込書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申込みを受けたときは、県が定める予定価格以上で、広告掲載料の希望額が最も高い者（複数あった場合にはくじで定められた者）を広告主等として選定する。
- 4 知事は、前項の規定により広告主等を選定したときは、速やかにその旨を選定された者に通知し、その旨を山梨県のホームページにおいて公表しなければならない。
- 5 知事は、第3項の規定により広告主等を選定したときは、その者と契約を締結するものとする。

（広告の原稿の事前提出）

第7条 広告主等は、別に定める日までに、広告の原稿を県に提出するものとする。ただし、県が必要と認める場合はこの限りでない。

（広告の掲載等）

- 第8条 知事は、前条の規定による広告の原稿の提出を受けたときは、掲載基準に基づき審査を行い、広告の掲載の可否を決定する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された広告の原稿が掲載基準を満たしていないと判断した場合は、広告主等に修正を求めることができる。

（広告掲載決定の取消し）

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、前条第1項による広告掲載決定を取り消すことができる。
- (1) 広告主等が契約で定める日までに広告掲載料を納付しないとき。
  - (2) 当該広告が掲載基準を満たさなくなると認められるとき。
- 2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消した場合であっても、広告掲載料は減額又は還付しない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月11日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

山梨県知事 殿

郵便番号

所在地

名 称

代表者名

印

山梨県富士山吉田口県有登下山道通行許可確認証広告掲載の広告主等申込書

山梨県富士山吉田口県有登下山道通行許可確認証広告掲載要領第6条第2項の規定により、次のとおり申し込めます。なお、山梨県広告事業実施要綱及び山梨県広告事業掲載基準を遵守します。

- 1 希望広告掲載料 金 円  
(消費税及び地方消費税含む)

2 連絡先

部 署	
担当者氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

- 3 添付資料  
・誓約書